

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和二年四月一日から六月三十日までとする。

令和二年八月三十一日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 八件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
四億八千七百八十一万三千元
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

一 宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社・工場が浸水、車両が流出）

二 宮城県沿岸部の運送業者（津波により車両が流出。取引先も被災したことによる取引停止に伴い売上及び利益が減少）

三 青森県沿岸部の水産加工業者（津波により原材料と商品が流出）

四 青森県沿岸部のサービス業者（主要な取引先が被災したことによる売上の大幅な減少）

五 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により建物が全壊、原材料が流出。震災による外部環境悪化により売上減少）

六 岩手県沿岸部の小売業者（津波により店舗が全壊し、在庫も流出）

七 岩手県沿岸部の介護業者（津波により事務所・設備等が流出）

八 宮城県沿岸部の映像情報配給業者（震災により上映会場が被災し、数か月の閉鎖を余儀なくされた）
対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

三億八千八百七十三万一千円